

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第2号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び別表の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、当該改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、<u>期末手当</u>及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(初任給、昇格、昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇</p>

改正後	改正前
<p>給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>12 <u>法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に総社市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年総社市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項の規定に定める勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)</u>とする。</p> <p><u>(地域手当)</u></p> <p>第13条 <u>地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(時間外勤務手当)</u></p> <p>第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正</p>	<p>給の号給数を4号給(行政職給料表の適応を受ける職員でその勤務の級が5級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>7 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用をうける職員でその職務の級がそれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは「2号給」とする。</p> <p>8～10 略</p> <p>第13条 削除</p> <p><u>(時間外勤務手当)</u></p> <p>第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正</p>

改正後	改正前
<p>規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第20条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。<u>次項において同じ。</u>）における勤務</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第2条第1項により定められ割り振られた1日の勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第23条 特殊勤務手当及びその支給額は、次のとおりとする。ただし、第</p>	<p>規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第20条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年総社市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>（特殊勤務手当）</p> <p>第23条 特殊勤務手当及びその支給額は、次のとおりとする。ただし、第</p>

改正後					改正前				
19号の非常配置手当の支給を受ける者については、第18条及び第20条第2項の規定は適用しない。					19号の非常配置手当の支給を受ける者については、第18条及び第20条第2項の規定は適用しない。				
	特殊勤務手当名	特殊勤務の内容	支給額			特殊勤務手当名	特殊勤務の内容	支給額	
1	徴収手当	<ul style="list-style-type: none"> ・次の市税等について訪問徴収に従事した職員 (1) 市税 (2) 市営住宅使用料、公共下水道使用料等又は集落排水施設使用料 (3) <u>保育所保育料、認定こども園保育料又は幼稚園保育料</u> (4) 介護保険料 (5) 後期高齢者医療保険料 (6) 住宅新築資金等貸付金又は老人居室等整備資金貸付金の償還金 	1日	600円	1	徴収手当	<ul style="list-style-type: none"> ・次の市税等について訪問徴収に従事した職員 (1) 市税 (2) 市営住宅使用料、公共下水道使用料等又は集落排水施設使用料 (3) 保育料又は幼稚園保育料 (4) 介護保険料 (5) 後期高齢者医療保険料 (6) 住宅新築資金等貸付金又は老人居室等整備資金貸付金の償還金 	1日	600円
略					略				
(管理職手当)					(管理職手当)				
第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある者に対し、その職務の特殊性に基づきその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の下25を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。					第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で定める職にある者に対し、その職務の特殊性に基づきその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の下15を超えない範囲内において、規則で定める額を支給する。				
(管理職員特別勤務手当)					(管理職員特別勤務手当)				
第25条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例に規定する週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。					第25条 前条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例に規定する週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。				
2 前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。					2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき1万				
3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当									

改正後	改正前
<p>該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>4 <u>前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (期末手当) 第26条 略 2 略</p> <p>3 <u>再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</u></p> <p>4 <u>前2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに地域手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>5 <u>行政職給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</u></p> <p>6 略 (勤勉手当) 第27条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支</p>	<p><u>2,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u> (期末手当) 第26条 略 2 略</p> <p>3 <u>前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。</u></p> <p>4 <u>行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上で規則で定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。</u></p> <p>5 略 (勤勉手当) 第27条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支</p>

改正後	改正前
<p>給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p><u>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の35」とする。</u></p> <p><u>4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</u></p> <p><u>5 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「次条第4項」と読み替えるものとする。</u> (休職者の休職期間中の給与)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。</p> <p>5 略</p> <p>(給与の特例)</p> <p>第30条 略 <u>(再任用職員についての適用除外)</u></p> <p><u>第31条 第11条、第12条及び第14条の規定は、再任用職員には適用しない。</u> (その他)</p>	<p>給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額を超えてはならない</p> <p><u>3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。</u></p> <p><u>4 前条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「次条第3項」と読み替えるものとする。</u> (休職者の休職期間中の給与)</p> <p>第28条 略</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。</p> <p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。</p> <p>5 略</p> <p>(給与の特例)</p> <p>第30条 略 (その他)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第32条 略</p> <p>別表第1（第3条関係） （別紙のとおり）</p> <p>別表第2（第3条関係） （別紙のとおり）</p>	<p>第31条 略</p> <p>別表第1（第3条関係） 略</p> <p>別表第2（第3条関係） 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替に伴う経過措置）
- 3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 施行日以降新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。
（地域手当の支給）
- 6 地域手当の支給については、施行日以降新たに対象地域に勤務することとなった職員から支給し、施行日前から引き続き対象地域に勤務している者には、支給しない。
（総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）
- 7 総社市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年総社市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料月額及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする</p>	<p>（減給の効果）</p> <p>第3条 減給は、1月以上6月以下の期間、給料月額の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

(総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 8 総社市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年総社市条例第209号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この項において「追加項」という。)を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第3条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)において勤務した場合に支給する。</p> <p>3 <u>前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、第3条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等において勤務した場合に支給する。</p>

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額 円							
再任用職員 以外の職員	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300

43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			

90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
94		292,500	340,300					
95		292,900	340,800					
96		293,300	341,200					
97		293,500	341,300					
98		293,800	341,800					
99		294,200	342,200					
100		294,600	342,500					
101		294,800	342,800					
102		295,100	343,200					
103		295,500	343,600					
104		295,800	344,000					
105		296,000	344,500					
106		296,300	344,900					
107		296,700	345,300					
108		297,000	345,700					
109		297,200	346,200					
110		297,600	346,600					
111		298,000	346,900					
112		298,300	347,200					
113		298,400	347,700					
114		298,700						
115		299,000						
116		299,400						
117		299,600						
118		299,800						
119		300,100						
120		300,400						
121		300,800						
122		301,000						
123		301,300						
124		301,600						
125		301,900						
再任用職員	185,400	212,900	252,900	272,300				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)
教育職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給 料 月 額 円	給 料 月 額 円	給 料 月 額 円
再任用職員 以外の職員	1	150,900	166,700	284,800
	2	152,400	168,800	287,500
	3	153,900	170,900	290,400
	4	155,400	173,100	293,100
	5	157,100	175,100	295,700
	6	159,000	177,300	298,100
	7	160,800	179,500	300,600
	8	162,600	181,700	303,200
	9	164,400	184,000	305,700
	10	166,500	186,800	308,500
	11	168,500	189,500	311,300
	12	170,500	192,200	314,200
	13	172,500	195,100	316,800
	14	174,700	196,800	319,000
	15	176,900	198,400	321,200
	16	179,100	200,100	323,500
	17	181,400	201,900	325,800
	18	184,000	203,600	328,000
	19	186,500	205,300	330,300
	20	189,000	206,900	332,500
	21	191,500	208,700	334,800
	22	193,200	210,600	337,000
	23	194,900	212,500	339,300
	24	196,600	214,400	341,600
	25	198,100	216,100	343,700
	26	199,700	218,100	345,500
	27	201,300	220,100	347,400
	28	202,800	222,100	349,300
	29	204,500	224,000	351,200
	30	206,200	226,700	353,000
	31	207,900	229,400	354,700
	32	209,600	232,100	356,600
	33	211,100	234,700	358,300
	34	212,800	237,500	360,000
	35	214,500	240,100	361,700
	36	216,200	242,800	363,500
	37	217,700	245,400	365,400
	38	219,400	247,900	366,900
	39	221,100	250,400	368,500
	40	222,800	252,900	370,100

41	224,400	255,600	371,400
42	226,100	258,000	372,800
43	227,700	260,300	374,300
44	229,300	262,600	375,800
45	231,000	264,900	377,300
46	232,500	267,200	378,900
47	234,000	269,400	380,500
48	235,400	271,600	382,000
49	237,000	274,000	383,400
50	238,400	276,000	384,900
51	240,000	278,100	386,400
52	241,200	280,200	387,800
53	242,500	282,200	389,000
54	244,000	284,800	390,300
55	245,300	287,200	391,400
56	246,600	289,700	392,500
57	248,000	291,900	394,000
58	249,200	294,500	395,200
59	250,400	297,000	396,400
60	251,700	299,700	397,700
61	253,100	302,100	398,900
62	254,500	304,500	399,900
63	255,800	307,000	401,300
64	256,800	309,400	402,600
65	257,800	311,800	403,800
66	259,300	314,000	404,900
67	260,900	316,100	406,100
68	262,400	318,300	407,200
69	264,000	320,600	408,200
70	265,500	322,700	409,400
71	267,000	324,900	410,600
72	268,500	326,900	411,800
73	269,700	329,100	412,400
74	270,900	331,200	413,200
75	272,200	333,400	413,900
76	273,500	335,600	414,400
77	274,900	337,400	414,700
78	276,000	339,300	415,100
79	277,200	341,200	415,500
80	278,400	343,000	415,900
81	279,700	344,800	416,200
82	280,700	346,600	416,600
83	281,900	348,300	417,000
84	283,100	350,100	417,300
85	284,100	351,500	417,600

86	285,000	353,100	418,000
87	286,000	354,800	418,400
88	287,000	356,300	418,700
89	288,100	357,700	419,000
90	289,000	359,000	419,300
91	289,900	360,400	419,600
92	290,800	361,800	419,800
93	291,300	363,300	420,000
94	292,000	364,600	
95	292,800	365,900	
96	293,600	367,100	
97	294,400	368,100	
98	295,200	369,100	
99	296,000	370,100	
100	296,700	371,100	
101	297,600	372,000	
102	298,100	373,000	
103	298,600	374,000	
104	299,100	375,000	
105	299,300	375,800	
106	299,700	376,700	
107	300,000	377,600	
108	300,200	378,600	
109	300,400	379,400	
110	300,600	380,400	
111	300,900	381,400	
112	301,200	382,400	
113	301,400	383,000	
114	301,600	383,900	
115	301,800	384,800	
116	302,100	385,700	
117	302,400	386,500	
118	302,700	387,200	
119	303,000	388,000	
120	303,300	388,800	
121	303,400	389,400	
122	303,600	390,200	
123	303,900	390,900	
124	304,200	391,600	
125	304,400	392,200	
126		392,900	
127		393,400	
128		394,000	
129		394,700	
130		395,300	

	131		395,800	
	132		396,300	
	133		396,600	
	134		396,900	
	135		397,200	
	136		397,500	
	137		397,800	
	138		398,100	
	139		398,400	
	140		398,700	
	141		399,000	
	142		399,300	
	143		399,600	
	144		399,900	
	145		400,100	
	146		400,400	
	147		400,700	
	148		400,900	
	149		401,100	
	150		401,400	
	151		401,700	
	152		401,900	
	153		402,100	
	154		402,400	
	155		402,700	
	156		402,900	
	157		403,100	
再任用職員		222,900	268,800	